

(3) いじめ防止対策の概要

ア 学校いじめ防止基本方針（概要）

(ア) いじめ防止等対策のための組織

a 名称

いじめ防止等対策委員会

b 構成員

校長・副校長・教頭・生徒指導主事（情報集約担当）・保健主事・教務主任・学年主任・協力校主任・教育相談係・人権教育主任・関係職員・（S S W）

※いじめ対応は事案に応じて構成を変更することがある。

c 組織の役割

①いじめの未然防止

②いじめの対応（早期発見・事案対応・再発防止等）

③教職員の資質向上のための校内研修

④年間計画の企画と実施

⑤取組状況の把握と検証・改善

・年間計画の進捗状況の点検、改善 ・各取組の有効性の点検、改善

⑥いじめ基本方針や計画の見直し

(イ) いじめ未然防止の取組と実施時期

2026年度通信制「いじめ防止等対策」年間計画参照

(ウ) いじめの早期発見の取組と実施時期

2026年度通信制「いじめ防止等対策」年間計画参照

(エ) いじめに対する措置

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。（通信制いじめ対応（校内）マニュアル参照）

(オ) 重大事案への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会へ報告するとともに、校長のリーダーシップのもと「いじめ防止等対策委員会」に専門的な知識及び経験を有する外部の専門家（S S W等）を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。（通信制いじめ対応（校内）マニュアル参照）

○ いじめの「重大事態」とは、法第28条に基づいて

- 一 いじめにより本校通信制に在学する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（生徒が自殺を企図した場合等）
- 二 いじめにより本校通信制に在学する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（一定期間連続して出校してこない場合などは、迅速に調査に着手する）
- 三 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき